



市政情報

空き家の適正管理をお願いします

空き家は、適正な管理が行われていない場合、老朽化による倒壊、建築材の飛散、庭木の越境など、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があります。

空き家の適正な管理は所有者の責務です。周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適正な管理をお願いします。

問 環境政策課
☎63-5006
FAX 23-7700



市HP

戦没者等遺族への第十二回特別弔慰金

対 戦没者等の死亡当時の遺族(死亡後に生まれた人は対象外)であり、令和7年4月1日現在「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けている人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族

①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の孫や兄弟姉妹など
※生計関係の有無等により順番が入れ替わります。

④①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(おい、めいなど)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給額 額面27万5千円(5年償還の記名国債)

請求期間 令和10年3月31日まで
※請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなります。

問 社会福祉課
☎21-1455
FAX 24-6066



市HP

空き地の除草をお願いします

空き地に雑草が生い茂ると、害虫の発生や火災の原因となり、防犯上も好ましくありません。また、そのまま放置すると隣接地の人にも大変迷惑がかかります。

空き地の所有者(管理者)は、年2回以上除草を行う等、適切な管理をしましょう。

問 環境政策課

☎63-5006

FAX 23-7700



市HP

老朽空き家除却補助金

倒壊等により周辺に危険を及ぼすおそれのある空き家(老朽空き家)を除却する人に対し補助金を交付します。

対 市内に空き家を所有する人

対象物件

・住宅地区改良法に規定する不良住宅で、一戸建てであるもの

※市職員が不良住宅判定を行い、建物内外の確認や撮影を行います。

・1年以上空き家で、物置等として使用していないもの

・公共事業の補償の対象となっていないもの

・空き家の所有者が複数いる場合は、全員の同意を得ているもの

・兼用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅部分であるもの

補助率 除却工事費の1/2

限度額 20万円

※市内業者と契約して行う場合は、限度額25万円

※交付申請の前に事前相談票の提出が必要です。

※年度途中でも申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

申・問 環境政策課

☎63-5006

FAX 23-7700



市HP

道路に枝や雑草類、看板などがはみ出していませんか

歩行者や車両の安全確保のため、土地所有者(管理者)は道路に出ている枝の伐採や雑草類の除草をお願いします。

また、道路上に置き看板や商品を陳列すること、乗入ブロックや鉄板などを設置することは法令違反であり、これらの行為は歩行者や自転車の事故につながる恐れがあります。皆さんが安全に道路を通行できるようにご協力をお願いします。

問 建設管理課

☎21-1420 FAX 25-2760

埼玉県春のプラごみゼロウィーク

県では5月30日から環境月間である6月にかけて「埼玉県春のプラごみゼロウィーク」としてプラスチックごみ問題を身近なものとして捉えてもらい、ごみの削減とリサイクルの促進に向けた行動の呼びかけを実施します。ご協力をお願いします。

後でごみになるものは、もらわない! 買わない!

マイバッグ・マイボトルを持参し、レジ袋や使い捨て容器の使用を控えましょう。

ごみになりにくい商品を選んで繰り返し使いましょう!

修理をして繰り返し使ったり、詰め替え可能な商品を選ぶようにしたりしましょう。

ごみとして出すときは分別しましょう!

ペットボトルは、ラベルとキャップを外し、適切に分別しましょう。

問 廃棄物対策課

☎21-1401 FAX 23-7700



雨水の対策に取り組みましょう

近年、毎年のように全国で大型の台風や豪雨による水害が発生しています。そのため、まち全体で水害を防ぐ・減らす取組が必要です。

日頃からできる取組例

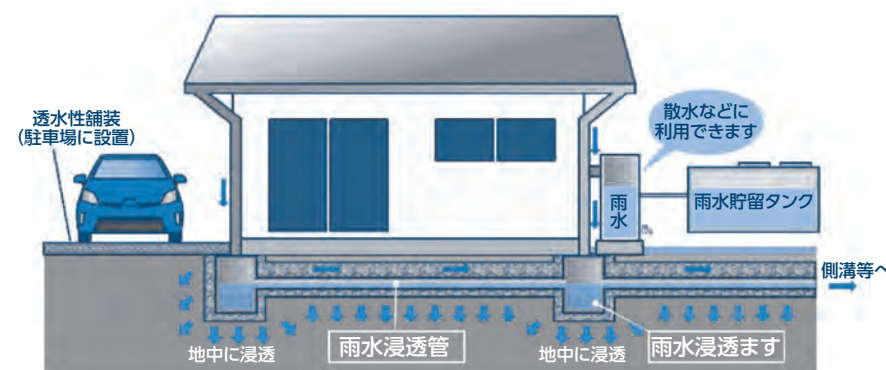


◀ 側溝や雨水ますの集水口の清掃



◀ 洗濯・お風呂の時間の工夫

大雨の時は、水の使用を控え、水路に流れる水を減らしましょう



出典：流域治水パンフレット(荒川水系(埼玉ブロック)流域治水協議会)

ご家庭や企業の取組例

- ・雨水浸透管、雨水浸透ますの設置
- ・駐車場の芝生化、透水性舗装化
- ・雨水貯留タンクの設置

※雨水貯留タンクによって、雨水を利活用することができます。

(例) 庭木への水やり、洗車、災害時の消火、トイレ用水

問 河川課

☎21-1426

FAX 24-8857



市HP



講座・教室・イベント

Classic Garden～クラシックの庭～Vol.1 プレ音楽講座

日 8月3日(日) 午前10時～正午

場 市民文化センター

対 50人(申込順)

内 クラシックコンサート「Classic Garden～クラシックの庭～」で演奏される曲やその作曲家などについて、講師の八木原宗夫さんが解説! コンサートをより楽しめる音楽講座です。

費 2,000円(税込)

申・問 市民文化センター

☎24-2011

FAX 24-2012



市民文化センターHP

Classic Garden～クラシックの庭～Vol.1

日 8月24日(日) 午後2時から

場 市民文化センター

対 小学生以上

内 ヴィオラ奏者生野正樹さんがプロデュースする新たなクラシックコンサートシリーズがスタート。

第1回は、石田泰尚さんをはじめ弦楽合奏団「石田組」で活躍するアーティストが出演。一流の演奏家が奏でる名曲を、美しい庭を散策するかのよう楽しめる贅沢なコンサートです。

出演者 石田泰尚(ヴァイオリン)、佐久間聡一(ヴァイオリン)、生野正樹(ヴィオラ)、奥泉貴圭(チェロ)

費 チケット発売中(全席指定・税込) 一般3,000円・高校生以下1,000円
※高校生以下チケットは入場時に学生証の提示が必要です。

申・問 市民文化センター

☎24-2011

FAX 24-2012



市民文化センターHP

第15回国際交流協力研修講座「パラグアイのあれこれと楽器アルパ」

日 6月21日(土) 午後2時～4時

場 総合会館4階多目的ホール

対 80人(先着順)

内 全日本アルパコンクールでグランプリを受賞した、日本一のアルパ奏者であるネルソン鈴木さんを講師にお招きし、パラグアイと楽器アルパについて講義

問 市国際交流協会事務局(総務課)

☎21-1415 FAX 24-6123

フラダンス教室

日 7月1・8・15日(火)(全3回) 午前10時～正午

場 高坂丘陵市民活動センター

対 市内在住・在勤・在学の成人

対 20人(申込多数の場合抽選)

内 初心者の人を対象にしたフラダンス教室を行います。

申・問 6月13日(金)までに直接、電話又はFAXで高坂丘陵市民活動センターへ。

☎35-4311 FAX 35-4313